

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の概要

1 趣旨

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の施行に伴い、同法に規定された政令への委任事項、実施のために必要となる事項を定める。

2 概要

憲法改正に係る国民投票の執行のために必要な手続や事項について、同種の手続である選挙の手続（公職選挙法施行令）と同様に、以下の事項を定める。

- (1) 投票人名簿及び在外投票人名簿に関し、登録及び被登録資格の調査、在外投票人名簿への登録申請手続、在外投票人証の記載事項・再交付の手続、表示情報及び抹消情報に係る通知等の事項を定める。
- (2) 投票
 - ① 投票所における投票に関し、投票管理者の職務代理者の選任手続、投票用紙の交付等の投票所における投票手続、投票に関する書類の保存等の事項を定める
 - ② 期日前投票に関し、期日前投票における投票手続を定める。
 - ③ 不在者投票に関し、名簿登録地以外の市町村・指定病院等での投票の手続、郵便等による不在者投票の手続、船員の不在者投票の手続、国外における不在者投票の手続、遠洋区域等を航行している船員及び南極地域調査組織に属する投票人のファクシミリ送致による不在者投票の手続等の事項を定める。
 - ④ 在外投票に関し、在外投票人名簿に登録されている者の在外公館における投票手続、郵便等による投票手続、帰国時における国内における投票手続等の事項を定める。
- (3) 開票に関し、開票管理者の職務代理者の選任手続、開票立会人の届出方法等、開票に関する書類の保存等の事項を定める。
- (4) 国民投票(分)会に関し、国民投票(分会)長の職務代理者の選任手続、国民投票(分)会立会人の届出方法、国民投票(分)会に関する書類の保存等の事項を定める
- (5) その他、必要な事項について定める。